

特記仕様書

事業番号 令和8年度 第3号

事業名 保育事業 杉地区

事業場所 犬上郡多賀町杉

第1条

本事業の施行にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書(令和7年10月 滋賀県)」(以下、「共通仕様書」という。) および「一般土木工事等共通仕様書付則 (令和7年10月 滋賀県土木交通部)」(以下、「付則」という。) によるものとする。

第2条

本事業の施行にあたっては、「森林整備事業請負契約約款」(以下「約款」という。)、 「治山事業における森林整備施行要領」(以下「要領」という。) および「治山事業における森林整備施行要領の運用等について」(以下「運用等」という。) を遵守すること。

第3条

滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員による不当介入の排除について
(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- (1) 請負者(請負人または受注者)は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。) による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条

約款第10条に定める専門技術者は、要領第7条および運用等11の森林整備Bに対応する技術者を配置すること。

第5条

刈払機を使用する場合は、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を受けた者を配置し、『「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について』(昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達)に基づく刈払機を使用すること。

第6条

「治山事業における森林整備管理基準」に定める各種別の工程において「適期がある」と記載されているものについては、施工適期を逸することなく施工を行うこと。また、当該特記仕様書に定めがない場合、着手前に監督職員と協議し施工時期を確認すること。

なお、地形条件や気候等により当該特記仕様書に定める施工時期に施工出来ない場合は、監督職員と協議し調整を行うこと。

第7条

本事業は、発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休2日）事業である。

完全週休2日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工程表を事業計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、完全週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

第8条

熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本事業は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う事業である。

（2）受注者は、事業計画書を提出する際に、本事業の事業期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。

（3）真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間の作業の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（4）事業期間とは、事業の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、事業全体を一時中止している期間、事業の始期日から着手日までの期間、事業の終期日より前20日間は含まない。

ただし、変更契約手続き上、「事業の終期日より20日前の日」を真夏日率算出のための事業期間の末とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を真夏日率算出のための事業期間の末とすることができる。

（5）対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

真夏日率＝基準日から事業期間の末までの真夏日日数 ÷ 事業期間

（6）真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

第9条

受注者は、事業現場着手前に 関連自治会および土地所有者等と事業の内容について十分に打ち合わせを行うものとする。また、施行中も事業の理解を得るよう努力しなければならない。

第10条

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本事業は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達の必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象事業である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表 調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
幼齢樹保護カバー	H=1.9m、くわんたい同等品以上	525 本	R 8. 7	湖東地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等で協議することも可能であるが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明写真（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第11条

共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-13 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接事業または関連事業の請負業者と相互に協力し、施行しなければならない。

また、他事業者が施行する関連事業が同時に施行される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-20 建設副産物

（再生資源の利用の促進）

受注者は、建設資材（土・砕石・Ａｓ合材・その他再生資材）を搬入または建設副産物を搬出する場合は、各法令および滋賀県建設副産物処理基準（滋賀県土木交通部）を遵守して、建設副産物の適正な処理および再生資源の活用を図らなければならない。

1-1-1-28 事業中の安全確保

受注者は、森林土木工事安全施工技術指針（平成15年3月27日付け林野庁森林整備部長通知）を参考にして、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

1-1-1-36 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車両および道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。なお、道路法第 47 条第 1 項に該当する車両を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得るものとする。

1-1-1-42 保険の付保および事故の補償

（法定外の労災保険の付保）

本事業において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 13 編 治山編

第 1 章 治山共通

13-1-3-2 施行管理（森林整備）

1. 第 3 編土木工事共通編第 1 章総則 1-1-1-25 に定めるものに優先して下記ページに掲載する施工管理基準にて管理を行うものとするものとする。なお、事業の種類、規模、施行条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施行管理を行うものとする。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/330214.html>

2. 施工管理基準表の出来型のうち、測定基準で、「プロット調査による。もしくは全数管理」とされている種別に関しては、原則として全数管理とすること。
なお、これにより難しい場合は発注者と協議により決定すること。

第4章 森林整備

13-4-3-2 苗木および緑化樹

1. 苗木および緑化樹は、所定の寸法および品質を有するものでなければならない。また、苗木および緑化樹は、生産地で掘起した後、速やかに現地へ輸送するものとし、形姿を損ったり、根を日光や風雨にさらさないように注意して取扱わなければならない。
2. 苗木の品質等は、本編第1章治山共通第4節材料（治山工事材料）13-1-4-8 苗木の規定による。

13-4-3-4 苗木運搬

1. 樹木の運搬については、掘り取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
2. 苗木を車両で運搬する場合、根をこも、むしろ等で包んで養生しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
3. 植付けに際して苗木を携行する場合、必ず苗木袋等を使用し、根は絶対に露出させてはならない。
4. 植付けのため、苗畑または仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。

13-4-3-11 下刈り

1. 下刈りは、特に指示しない限り、植栽木の生育を阻害または被圧する雑草、ササ類灌木等を全面にわたって地際より丁寧に刈り払わなければならない。
2. 下刈りは、雑草等の成長旺盛な間に行わなければならない。
3. 刈払った雑草等は植栽木を覆わないよう植栽木の間に存置しなければならない。
4. 下刈りに際しては、植栽木を折損したり、雪起し用の縄を切ったりしないように注意しなければならない。なお、損傷を与えた場合は復元の措置を講じなければならない。なお、雪起し用の縄については、監督職員の指示があった場合を除く。

その他

1. 刈払機は、作業中は腰バンドを使用するものとし、飛散防護装置を装着したものを使用するものとする。また、刈払機の種類は肩掛式（腰バンド付）U字型ハンドルタイプで、スロットルレバーは固定式でなく、トリガー式スロットル装置を装着したものを推奨するものとする。

2. 監督職員による検査（確認を含む）および立会等

種目	確認事項	時期
下刈	下刈完了時の状況	下刈完了後

3. 地域住民等への対応

- 1) 事業の実施にあたり、近隣関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。また、近隣関係者から事業の施行に関して苦情があった場合、誠意をもって対応し、自社解決に当たらなければならない。
- 2) 受注者は、土地所有者等、地域住民、地方公共団体等とのやりとりについては、報告書を作成し、監督職員に提出すること。

4. 監督職員への協議、報告、連絡および指示事項についてはその内容を書類に記載し、監督職員へ提出するものとする。ただし、緊急時の報告については電話等により速やかに監督職員へ報告を行い、その後の対応については監督職員の指示によるものとする。

その他、本仕様書に明示されていない事項または記載の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

不当介入 [不当要求
業務妨害] 事案通報書滋賀県
滋賀県警察署長 様
様

(報告者)

		取扱警察	滋賀県	警察署
				課
請負者	所在地	(本社)	TEL () -	
			FAX () -	
		(現場事務所)	TEL () -	
			FAX () -	
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL () -	
(対応者)				
・所属会社名		TEL () -		
・氏 名				
不当介入に係る 行為者	住 所	TEL () -		
		FAX () -		
	所 属			
	役 職			
発生日時・ 場所	氏 名			
	平成 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請]			
工事件名	[下請の場合、現場事務所の所在地]	TEL () -		
		FAX () -		
不当介入の内容 被害の状況				
警察への通報 状況	警察への通報	有 ・ 無		
	通報先警察署名	(滋賀県 警察署 課)		
	通 報 日 時	平成 年 月 日 時 分頃		

注) 1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。

2 上記表中の 箇所は、警察署で記入するものとする。

3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。

4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

不当介入 [不当要求
業務妨害] 事案通報書

~~滋賀県○○○警察署長様~~
滋賀県○○地域振興局 ○○建設管理部長 様
(発注機関の執行所属の長あて)
どちらかを二本線で消して使用

(報告者)
○○○○株式会社
現場代理人等 ○○○○ (その現場での責任者)

取扱警察	滋賀県警察署 (警察で記入する) 課
------	-----------------------

請負者	所在地	(本社) 大阪府大阪市○○区○○～ (現場事務所) 滋賀県○○市○○町～	TEL (○○○) ○○○ - ○○○○ FAX (○○○) ○○○ - ○○○○ 両方記入 TEL (○○○) ○○○ - ○○○○ FAX (○○○) ○○○ - ○○○○	
	名 称	○○○○株式会社		
	代表者	(現場事務所の代表者) 現場代理人(等、その現場での責任者) ○○○○		
	通報者等	(通報者 職氏名)	○○技術主任 ○○○○ TEL (○○○) ○○○○ - ○○○○	
		(対応者) ・所属会社名	○○○○株式会社 ○○支店 TEL (○○○) ○○○○ - ○○○○ (契約上、現場代理人等である場合、肩書きも併記する)	
		・氏 名	監理技術者(現場代理人) ○○○○	
・役 職		工事第一課長(会社での役職名とする)		
不当介入に係る 行為者	住 所	大阪府大阪市○○区○○～	TEL (○○○) ○○○ - ○○○○ FAX (○○○) ○○○ - ○○○○	
	所 属	具体の団体名		
	役 職	執行委員・事務局長等具体の役職		
	氏 名	○○○○○		
発生日時・ 場所	平成○○年○○月○○日○○時○○分頃			
	[元請・下請] ○○○組 現場事務所			
	[下請の場合、現場事務所の所在地] 滋賀県○○市○○丁目○○ TEL (○○○) ○○○ - ○○○○ FAX (○○○) ○○○ - ○○○○			
工事件名	平成○○年度 第○○○号 ○○○○○工事(または委託業務)			
不当介入の内容 被害の状況	何を言ってきたかを具体的に。			
警察への通報 状況	警察への通報 有・ 無			
	通報先警察署名 (滋賀県○○○警察署 刑事二 課) 通報日時 平成○○年○○月○○日○○時○○分頃			

注) 1 第一報はこの様式に必要な事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。

2 上記表中の 箇所は、警察署で記入するものとする。

3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。

4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

(土木工事版) 週休 2 日取組指定型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休 2 日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

発注者が、週休 2 日の取組を指定する「週休 2 日取組指定型工事」を実施し、週休 2 日に取組んだ工事に対して、週休 2 日の取得に要する費用を計上する。

- 「週休 2 日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 週休 2 日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のとおりとする。
 - 発注者指定方式（完全週休 2 日）
 - 発注者が、完全週休 2 日に取り組むことを指定する。
- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休 2 日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。（ただし、工事内容により「特定した 2 曜日」とすることができる。）
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1 週間は月曜日から日曜日までとする。
 - （1）次に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始されるまでの期間）
 - ②工期末から 20 日前または工事完了日、のうち早い日から工期末までの期間
 - ③工場製作のみの期間
 - ④工事全体を一時中止している期間
 - ⑤夏季休暇（3 日）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間）
 - （2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間
 - ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
 - ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休曜日に行う作業
- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量 10mm/日程度)による不稼動日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休曜日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休曜日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により月毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休曜日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が費用に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。

6. 費用（積算方法等）

週休2日の取得に要する費用は、次の（1）から（3）までによる。

(1) 補正係数

週休 2 日を実施する場合、以下に示す補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乘じるものとする。

【完全週休 2 日適用工事】

・ 労務費	1. 02
・ 共通仮設費率	1. 02
・ 現場管理費率	1. 03

なお、土木工事標準単価については、別表-1「週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数」による補正単価を使用することとし、市場単価（土木コスト情報および土木施工単価を根拠とする施工単価）については、別表-2「週休 2 日制工事における市場単価方式の補正係数」による補正単価を使用することとする。

ただし、労務費分が明らかとなっていない見積による施工単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・ 土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・ 電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・ 機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

(2) 補正方法

当初予定価格から完全週休 2 日達成を前提として補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日が未達成のものは、滋賀県建設工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休 2 日に取り組む場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

本工事は、発注者が完全週休 2 日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休 2 日）工事である。費用の計上に当たっては、「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事 実施要領」により行う。

完全週休 2 日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事实施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、完全週休 2 日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が完全週休 2 日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に完全週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

7. 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙-1）
 発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

①休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限する。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りでない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合、上記の差分を休暇日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. 不履行に対する措置

- ・施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受

注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

10. その他

- ・この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

11. 付則

- ・この要領は、令和 7 年 8 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表-1 週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	補正係数
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

別表-2 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数

工種名	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
道路植栽工		1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01